

議案第七十一号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年九月十九日

三朝町長 安田真一郎

平成三年九月十九日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅使用料徴収条例（昭和三十四年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- |   |           |       |    |         |
|---|-----------|-------|----|---------|
| 一 | 昭和三十九年度建設 | 第二種住宅 | 月額 | 五千四百円   |
| 二 | 昭和五十一年度建設 | 第一種住宅 | 月額 | 一万三千五百円 |
| 三 | 昭和五十二年度建設 | 第二種住宅 | 月額 | 一万二千元   |
| 四 | 昭和五十三年度建設 | 第一種住宅 | 月額 | 一万八千五百円 |
|   |           | 第二種住宅 | 月額 | 一万五千元   |
| 五 | 昭和六十二年度建設 | 第一種住宅 | 月額 | 三万円     |
|   |           | 第二種住宅 | 月額 | 二万六千元   |
| 六 | 昭和六十三年度建設 | 第一種住宅 | 月額 | 三万円     |
|   |           | 第二種住宅 | 月額 | 二万六千元   |
| 七 | 平成元年度建設   | 第二種住宅 | 月額 | 二万六千元   |

附 則

この条例は、平成三年十月一日から施行する。